

様式第2号(第8条関係)

瑞穂市低所得世帯臨時給付金(こども加算)申請書(請求書)

瑞穂市長様



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
		年 月 日	電話 ( )

2. 配偶者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所(住民票所在地)
		年 月 日	電話 ( )

3. 給付金対象児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

○対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。  
ア 令和6年12月14日以降に生まれた新生児  
イ 別世帯だが扶養している児童

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	×20,000円＝	申請額・請求額	円
-------	---	-----------	---------	---

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

※この給付金は、瑞穂市低所得世帯臨時給付金の支給を受ける世帯のうち、子育て世帯への加算です。

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

裏面もご覧ください

5. 振込口座（原則 1. の申請・請求者名義の口座）

下記の①、②いずれかにチェックしてください。②を選択した場合は、受取口座記入欄に記入してください。

① 瑞穂市低所得世帯支援臨時給付金の受取口座と同じ口座を希望します。（添付書類不要）

② ①以外の口座を希望します。（通帳の写しを添付してください。）

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1 銀行    4 農協 2 金庫 3 信組		本店・支店  出張所		1 普通  2 当座		「1. 申請・請求者」名義に限る。 * 通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号		店番号				

※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

（注）金融機関で口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、子ども支援課（電話 058-322-3022）までお問い合わせください。

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、□に『✓』を入れてください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- (1) 市から、瑞穂市低所得世帯支援臨時給付金を受け取りました。
- (2) 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- (3) 既に瑞穂市低所得世帯支援臨時給付金（こども加算）（以下、「給付金」という）の支給を受けた世帯ではありません。  
（他市区町村において同様の要件で支給された子育て世帯への給付金（こども加算一人2万円）を含む。）
- (4) 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (5) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (6) この申請書は、市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (7) 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに、申請・請求書に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- (8) 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書

『瑞穂市低所得世帯支援臨時給付金（こども加算）申請書（請求書）』本書

※ 必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

『瑞穂市低所得世帯支援臨時給付金（こども加算）別居監護申立書（様式第1号）』

※ 別世帯の18歳以下の児童を扶養している場合